

無電柱化を推進する市区町村長の会

令和7年度定期総会 議案書

目 次

議 案

- 第1号議案 令和6年度 活動報告 1
- 第2号議案 令和6年度 歳入歳出決算書 2～4
- 第3号議案 令和7年度 事業計画（案）. 5
- 第4号議案 令和7年度 歳入歳出予算書（案）. 6
- 第5号議案 役員改選（案）. 7

参考資料

- 無電柱化を推進する市区町村長の会名簿 8
- 無電柱化を推進する市区町村長の会規約 9～10

別添資料

- 大会決議 11

令和6年度 活動報告

1 会員数

307名（令和6年度末時点）

2 活動実績

年 月 日	活 動 内 容
令和6年6月13日（木）	<p>無電柱化を推進する市区町村長の会 令和6年度定期総会 場所：衆議院第一議員会館 地下1階大会議室（+Web配信） 第1号議案：令和5年度 活動報告 第2号議案：令和5年度 歳入歳出決算書 第3号議案：令和6年度 事業計画（案） 第4号議案：令和6年度 歳入歳出予算書（案） 第5号議案：役員改選（案） ※定期総会後に要望活動を実施</p>
令和6年7月24日（水） ～7月26日（金）	<p>無電柱化を推進する市区町村長の会 令和6年度第1回勉強会 <u>（第12回無電柱化推進展）</u> 場所：東京ビッグサイト（NPO法人電線のない街づくり支援ネットワークブースにて） 講演：神奈川県鎌倉市都市整備部 「鎌倉市無電柱化事例紹介」 大分県大分市土木建築部 「ポルトソール通りの無電柱化事例紹介」 ほか</p>
令和6年11月11日（月）	<p>無電柱化を推進する市区町村長の会 令和6年度第2回勉強会 場所：一般財団法人日本みち研究所 分室 内容：無電柱化まちあるきショート動画コンテスト</p>
令和6年11月18日（月）	<p>無電柱化を推進する市区町村長の会 令和6年度第3回勉強会 場所：福井県小浜市 働く婦人の家 内容：無電柱化エリアを含めたまち歩き（小浜縦貫線（鯖街道起点）、 講演 講演：国土交通省道路局 「国土交通省における無電柱化の取り組みについて」 近畿地方整備局道路部 「近畿地方整備局における無電柱化の取組みについて」 石川県金沢市土木局 「金沢市の無電柱化推進に向けた取組みについて」 京都府京都市建設局 「京都市における無電柱化の推進」</p>

第2号議案

令和6年度 歳入歳出決算書

歳入の部

(単位 円)

科 目	予算現額 (A)	収入済額 (B)	比較増減(△)額 (B - A)	摘 要
1 会 費	906,000	924,000	18,000	3,000円×308市区町村
2 繰越金	299,188	299,188	0	
3 諸収入	812	228	△ 584	
計	1,206,000	1,223,416	17,416	

歳出の部

(単位 円)

科 目	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (A - B)	摘 要
1 会議費	250,000	244,397	5,603	
① 総会費	250,000	244,397	5,603	総会時経費
2 事業費	950,000	690,566	259,434	
① 研修費	200,000	166,030	33,970	勉強会等経費
② 促進費	10,000	0	10,000	要望活動時経費
③ 事務費	150,000	139,219	10,781	郵送料、コピー代等
④ 旅 費	560,000	372,407	187,593	事務局の交通費等
⑤ 食糧費	30,000	12,910	17,090	お土産代等
3 予備費	6,000	0	6,000	
計	1,206,000	934,963	271,037	

歳 入 決 算 額 1,223,416 円

歳 出 決 算 額 934,963 円

差 引 残 額 288,453 円

令和6年度 監査報告書

規約第十三条第2項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり報告する。

第1 監査の対象期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの会計年度を監査の対象とした。

第2 監査の方法

歳入歳出決算書、関係書類、諸帳簿について、事務局が管理する証拠書類を監査した。

第3 監査の結果

監査に付された歳入歳出決算書、関係書類、諸帳簿について照会した結果、適正かつ正確であることを認めた。

無電柱化を推進する市区町村長の会
会長 神奈川県鎌倉市長 松尾 崇 様

令和 7 年 4 月 9 日

監事

長野県後代田町長

小園 拓志



令和6年度 監査報告書

規約第十三条第2項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり報告する。

第1 監査の対象期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの会計年度を監査の対象とした。

第2 監査の方法

歳入歳出決算書、関係書類、諸帳簿について、事務局が管理する証拠書類を監査した。

第3 監査の結果

監査に付された歳入歳出決算書、関係書類、諸帳簿について照会した結果、適正かつ正確であることを認めた。

無電柱化を推進する市区町村長の会
会長 神奈川県鎌倉市長 松尾 崇 様

令和 7 年 4 月 24 日

監事

他田宜永



令和7年度 事業計画（案）

無電柱化の更なる推進を図るため、次の事業を行う。

- 1 国に対し、無電柱化の推進を図るための要望を行う。
- 2 国や関係団体、市区町村との連携を図るため、各地方ブロックにおいて、職員の技術力向上のための勉強会や見学会を行う。
- 3 11月10日の無電柱化の日に併せて、事務局主催の勉強会を開催する。
- 4 その他、目的達成のため必要な事業を行う。

第4号議案

令和7年度 歳入歳出予算書(案)

歳入の部

(単位 円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減額 (A - B)	摘 要
1 会 費	912,000	906,000	6,000	3,000円×304市区町村
2 繰越金	288,453	299,188	△ 10,735	前年度繰越金
3 諸収入	547	812	△ 265	利子等
計	1,201,000	1,206,000	△ 5,000	

歳出の部

(単位 円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減額 (A - B)	摘 要
1 会議費	230,000	250,000	△ 20,000	
① 総会費	230,000	250,000	△ 20,000	総会・総会時要望活動経費
2 事業費	960,000	950,000	10,000	
① 研修費	270,000	200,000	70,000	勉強会等経費
② 促進費	10,000	10,000	0	要望活動経費
③ 事務費	150,000	150,000	0	郵送料、コピー代等
④ 旅 費	500,000	560,000	△ 60,000	交通費等
⑤ 食糧費	30,000	30,000	0	お土産代等
3 予備費	11,000	6,000	5,000	
計	1,201,000	1,206,000	△ 5,000	

歳 入 総 額 1,201,000 円

歳 出 総 額 1,201,000 円

差 引 額 0 円

役員改選（案）

会長

ブロック	都道府県	役職	氏名
南 関 東	神 奈 川 県	鎌 倉 市 長	松 尾 崇

副会長

ブロック	都道府県	役職	氏名
中 国	山 口 県	下 関 市 長	前 田 晋 太 郎
四 国	愛 媛 県	八 幡 浜 市 長	大 城 一 郎

幹事

ブロック	都道府県	役職	氏名
北 海 道	北 海 道	登 別 市 長	小 笠 原 春 一
東 北	岩 手 県	陸 前 高 田 市 長	佐 々 木 拓
北 関 東	群 馬 県	富 岡 市 長	榎 本 義 法
東 京	東 京 都	豊 島 区 長	高 際 み ゆ き
南 関 東	神 奈 川 県	葉 山 町 長	山 梨 崇 仁
北 信 陸 越	福 井 県	小 浜 市 長	杉 本 和 範
中 部	愛 知 県	小 牧 市 長	山 下 史 守 朗
近 畿	大 阪 府	高 槻 市 長	濱 田 剛 史
九 州 沖 縄	福 岡 県	宗 像 市 長	伊 豆 美 沙 子

監事

ブロック	都道府県	役職	氏名
北陸・信越	長 野 県	御 代 田 町 長	小 園 拓 志
九州・沖縄	宮 崎 県	都 城 市 長	池 田 宜 永

顧問

役職	氏名
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
宮 城 県 知 事	村 井 嘉 浩
香 川 県 知 事	池 田 豊 人
東 京 都 新 宿 区 長	吉 住 健 一
埼 玉 県 本 庄 市 長	吉 田 信 解
長 野 県 佐 久 市 長	柳 田 清 二
特定非営利活動法人 電線のない街づくり支援ネットワーク顧問	山 下 和 弥
特定非営利活動法人 電線のない街づくり支援ネットワーク顧問	森 山 誠 二

無電柱化を推進する市区町村長の会 名簿

令和7年(2025年)5月15日現在

北海道	函館市	栃木県	栃木市	福井県	小浜市	大阪府	四條畷市	高知県	須崎市
北海道	釧路市	群馬県	前橋市	福井県	池田町	兵庫県	姫路市	高知県	宿毛市
北海道	北見市	群馬県	太田市	<u>福井県</u>	<u>美浜町</u>	兵庫県	西宮市	高知県	四万十市
北海道	網走市	群馬県	富岡市	山梨県	富士吉田市	兵庫県	芦屋市	高知県	香南市
北海道	留萌市	埼玉県	さいたま市	山梨県	早川町	兵庫県	伊丹市	福岡県	北九州市
北海道	苫小牧市	埼玉県	川越市	長野県	松本市	兵庫県	豊岡市	福岡県	福岡市
北海道	稚内市	埼玉県	熊谷市	長野県	諏訪市	兵庫県	川西市	福岡県	久留米市
北海道	美唄市	埼玉県	川口市	長野県	佐久市	<u>兵庫県</u>	<u>丹波篠山市</u>	福岡県	直方市
北海道	士別市	埼玉県	所沢市	長野県	軽井沢町	兵庫県	たつの市	福岡県	柳川市
北海道	名寄市	埼玉県	本庄市	長野県	御代田町	奈良県	奈良市	福岡県	八女市
北海道	根室市	埼玉県	春日部市	長野県	立科町	奈良県	大和郡山市	福岡県	大川市
北海道	千歳市	埼玉県	上尾市	長野県	白馬村	奈良県	天理市	福岡県	宗像市
北海道	砂川市	埼玉県	朝霞市	岐阜県	岐阜市	奈良県	桜井市	福岡県	古賀市
北海道	深川市	埼玉県	和光市	岐阜県	関市	奈良県	五條市	福岡県	福津市
北海道	富良野市	埼玉県	桶川市	岐阜県	中津川市	奈良県	御所市	福岡県	糸島市
北海道	登別市	千葉県	館山市	岐阜県	美濃市	奈良県	香芝市	福岡県	篠栗町
北海道	七飯町	千葉県	木更津市	岐阜県	恵那市	奈良県	宇陀市	福岡県	新宮町
北海道	二セコ町	千葉県	香取市	岐阜県	可児市	奈良県	平群町	佐賀県	嬉野市
北海道	倶知安町	千葉県	酒々井町	岐阜県	飛騨市	奈良県	三郷町	長崎県	長崎市
北海道	余市町	東京都	港区	岐阜県	郡上市	奈良県	斑鳩町	長崎県	佐世保市
北海道	<u>新十津川町</u>	東京都	新宿区	岐阜県	下呂市	奈良県	安堵町	長崎県	島原市
北海道	美瑛町	東京都	文京区	岐阜県	白川村	奈良県	曾爾村	長崎県	平戸市
北海道	増毛町	東京都	台東区	静岡県	静岡市	奈良県	高取町	長崎県	雲仙市
北海道	小平町	東京都	墨田区	静岡県	浜松市	奈良県	明日香村	熊本県	熊本市
北海道	斜里町	東京都	江東区	静岡県	沼津市	奈良県	上牧町	熊本県	荒尾市
北海道	<u>清里町</u>	東京都	品川区	静岡県	三島市	奈良県	王寺町	熊本県	合志市
北海道	小清水町	東京都	目黒区	静岡県	富士宮市	奈良県	広陵町	大分県	大分市
北海道	遠軽町	東京都	大田区	静岡県	島田市	奈良県	吉野町	大分県	佐伯市
北海道	洞爺湖町	東京都	中野区	静岡県	富士市	奈良県	下市町	宮崎県	都城市
北海道	平取町	東京都	杉並区	静岡県	藤枝市	奈良県	天川村	宮崎県	日南市
北海道	音更町	東京都	豊島区	静岡県	御殿場市	和歌山県	和歌山市	宮崎県	綾町
北海道	上士幌町	東京都	荒川区	静岡県	湖西市	和歌山県	海南市	鹿児島県	阿久根市
青森県	弘前市	東京都	練馬区	静岡県	菊川市	和歌山県	紀の川市	鹿児島県	西之表市
青森県	黒石市	東京都	足立区	静岡県	小山町	鳥取県	鳥取市	鹿児島県	薩摩川内市
青森県	平川市	東京都	葛飾区	愛知県	豊橋市	鳥取県	米子市	鹿児島県	志布志市
岩手県	盛岡市	東京都	江戸川区	愛知県	岡崎市	鳥取県	倉吉市	鹿児島県	奄美市
岩手県	宮古市	東京都	八王子市	愛知県	一宮市	鳥取県	大田市	鹿児島県	中種子町
岩手県	久慈市	東京都	小金井市	愛知県	半田市	鳥根県	安来市	鹿児島県	南種子町
岩手県	遠野市	東京都	稲城市	愛知県	豊田市	鳥根県	津和野町	鹿児島県	屋久島町
岩手県	陸前高田市	東京都	神津島村	愛知県	小牧市	岡山県	倉敷市	鹿児島県	大和村
岩手県	矢巾町	神奈川県	川崎市	愛知県	東海市	岡山県	高梁市	鹿児島県	宇検村
宮城県	白石市	神奈川県	鎌倉市	愛知県	みよし市	岡山県	備前市	鹿児島県	龍郷町
宮城県	名取市	神奈川県	小田原市	愛知県	長久手市	岡山県	真庭市	鹿児島県	徳之島町
宮城県	大崎市	神奈川県	伊勢原市	愛知県	幸田町	岡山県	矢掛町	鹿児島県	和泊町
宮城県	七ヶ宿町	神奈川県	南足柄市	三重県	伊勢市	岡山県	新庄村	鹿児島県	与論町
宮城県	村田町	神奈川県	葉山町	三重県	鈴鹿市	広島県	呉市	沖縄県	石垣市
宮城県	南三陸町	新潟県	新潟市	三重県	熊野市	広島県	竹原市	沖縄県	糸満市
秋田県	大館市	新潟県	見附市	三重県	伊賀市	広島県	三原市	沖縄県	豊見城市
山形県	山形市	新潟県	村上市	滋賀県	長浜市	広島県	尾道市	沖縄県	宮古島市
山形県	鶴岡市	新潟県	上越市	滋賀県	近江八幡市	広島県	東広島市	沖縄県	南城市
山形県	酒田市	富山県	高岡市	京都府	京都市	広島県	廿日市市	沖縄県	今帰仁村
山形県	上市市	富山県	氷見市	京都府	宇治市	山口県	下関市	沖縄県	恩納村
山形県	天童市	富山県	黒部市	京都府	向日市	山口県	山口市	沖縄県	金武町
福島県	会津若松市	富山県	小矢部市	京都府	長岡京市	山口県	萩市	沖縄県	読谷村
福島県	郡山市	富山県	南砺市	京都府	南丹市	山口県	防府市	沖縄県	北中城村
福島県	白河市	富山県	射水市	大阪府	高槻市	徳島県	美馬市	沖縄県	与那原町
福島県	喜多方市	富山県	入善町	大阪府	守口市	香川県	丸亀市		
福島県	下郷町	石川県	金沢市	大阪府	枚方市	<u>香川県</u>	<u>琴平町</u>		
福島県	柳津町	石川県	輪島市	大阪府	泉佐野市	愛媛県	八幡浜市		
茨城県	日立市	石川県	加賀市	大阪府	大東市	愛媛県	内子町		
茨城県	土浦市	石川県	白山市	大阪府	高石市	高知県	高知市		
茨城県	行方市	石川県	野々市市	大阪府	東大阪市	高知県	安芸市		

計 304 名

※下線は令和6年度定期総会から令和7年5月15日までの入会会員

無電柱化を推進する市区町村長の会 規約

平成二十七年十月二十日 決議

第一条 本会は、「無電柱化を推進する市区町村長の会」と称し、全国の無電柱化の取組について積極的な市区町村長をもって組織する。

第二条 本会は、積極的に政府や民間等との連携・協力を図り、無電柱化のより一層の推進により、「防災」「観光」「景観」等の観点から安全で快適な魅力ある地域社会と豊かな生活の形成に資することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員間の連絡調整及び諸会議の開催
- (2) 無電柱化推進のための共同調査及び研究
- (3) 政府、政府諸機関、国会及び関係諸団体との連絡
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第四条 本会の事務局を、会長の自治体に置く。

- 2 事務局の職員は、会長が委嘱する。

第五条 本会に、次の役員を置く。

- 会 長 一名
- 副会長 二名
- 幹 事 若干名
- 監 事 二名

- 2 役員は、総会において選出する。
- 3 役員の任期は一年とする。但し、再選を妨げない。
- 4 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 会長または役員が認める下部組織を設置することができる。
- 8 役員の役職及びその人数構成は総会の決議を経るものとする、但し会長または役員が必要と判断した場合はその決定を妨げないものとする。

第六条 本会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に参画し、本会運営の基本的な事項又は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第七条 本会は、原則として年一回、定例の総会を開くものとする。

- 2 前項の外、必要ある場合は、随時臨時総会を開くものとする。

第八条 総会は、会長が招集し、総会の議長は会長がこれに当たるものとする。

第九条 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十条 本会の円滑な運営に資するため、役員会を置くことができる。

- 2 役員会は、役員をもって構成する。
- 3 役員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 役員以外の市区町村長は、会長が認める場合には、会議に出席し意見を述べる事ができる。

第十一条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年の三月三十一日を持って終了することとする。

第十二条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第十三条 本会の予算は、総会の承認を得るものとする。

- 2 本会の決算は、監事の審査に付し、その意見を付けて、総会の承認を経るものとする。

第十四条 この規約に定めるものの外、本会の運営その他について必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この規約は、平成二十七年十月二十日から施行する。

決議

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取組を計画的かつ円滑に進めることは極めて重要である。

能登半島地震では、電柱の倒壊に伴う道路閉塞や長時間の停電が発生し、早期の復旧・復興に支障を来したところである。また、通学児童のいたましい交通事故や、地域の人々の誇りや観光資源となる自然や祭りなどの景観の阻害などから、無電柱化に対する地域の要望は非常に強いものとなっている。

これに対して、我々は、市区町村無電柱化推進計画を定めるよう努め、必要に応じ、条例の制定を検討するとともに、既設も含めた電柱の占用制限に取り組んでいくこととする。政府や国の機関に対しては、電柱がないことが当たり前という社会の実現に向けた国民の意識醸成に努め、次に掲げる事項を求めらる。

- 一 国土強靱化実施中期計画について、無電柱化の推進とともに新たな施策などを位置づけ、現行の対策を大きく上回る必要な事業・予算規模で策定し、必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で確保すること。
 - 一 市区町村無電柱化推進計画の策定に対し技術的・財政的な支援を行うとともに、計画に位置づけられた無電柱化事業に対しては、財政的な重点支援を行うこと。また、関係省庁と電線管理者が連携し、確実に電柱が撤去されるよう取り組むこと。
 - 一 地方公共団体の技術者不足・経験不足への対応や事業のスピードアップを図るため、設計・施工等を一体的に発注する包括委託方式等の推進に向けた支援を行うこと。
 - 一 関係省庁は電線管理者と連携し、既設の側溝の活用や、地上配線等の更なるコスト縮減手法の実現に取り組むこと。
 - 一 地震や台風等による長期停電、通信障害の発生を防止・抑制するため、電線管理者が実施箇所を明確にしつつ主体的に単独地中化による無電柱化を図るとともに、特に緊急輸送道路については、道路管理者と密接に連携し、道路事業との同時整備等の様々な手法により早期に無電柱化を図ること。
 - 一 改正道路法に基づく道路啓開計画において、無電柱化の推進を位置づけるとともに、倒壊電柱の撤去訓練を盛り込むこと。
- これらの項目も踏まえ、次期無電柱化推進計画の策定に取り組むとともに、資材価格などの上昇に対応する中でも、計画的かつ安定的に無電柱化が進められるよう、新たな財源の創設等により、令和八年度道路関係予算は、所要額を満額確保すること。

右、決議する。

令和七年六月五日 「無電柱化を推進する市区町村長の会」 令和七年度定期総会